

後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 制度の見直しについて ～

■ 均等割の軽減割合が見直しされました

●保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
33万円	8.5割軽減

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

■ 保険料の計算方法（令和2年度）

●保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割

【1人当たりの額】

52,048円

+

所得割

【被保険者本人の所得に応じた額】

(令和元年中の所得 - 33万円) × 10.98%

=

1年間の保険料

【限度額64万円】

(100円未満切り捨て)

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

●所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

■ 1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

●保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

令和元年度	令和2年度
62万円	64万円

■ お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】 〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 6階

【電話】 011-290-5601

和寒町役場 住民課保険医療係

【電話】 32-2422